

▶ Vietnam Practice Team Newsletter

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業のベトナムプラクティスチーム責任編集のニューズレターを隔月でお届けしています。当事務所のベトナムプラクティスチームは、政府当局との折衝・交渉の実績を持つ法律事務所であるA-PAC International Law Firm (APAC)と提携関係を結び、目覚ましい発展を遂げてまいりました。ベトナムプラクティスでは、進出支援、M&A・企業再編、官庁折衝・交渉、企業法務、訴訟・仲裁、撤退、法令調査といった、多種多様な業務に関して、質の高いリーガルサービスを提供するよう努めております。

ベトナム新投資法・企業法のポイント解説 — 2021年1月1日の施行を控えて

| Page 1/5 |

2020年12月 No.VNM_026

はじめに

ベトナムでは、2021年1月1日から新投資法（投資法第61/2020/QH14号、以下「新投資法」という。）、新企業法（企業法第59/2020/QH14号、以下「新企業法」という。）が施行されます。現行投資法及び現行企業法は、2015年7月1日施行であったため、わずか5年程での全面改正となります。

いずれの新法も、現行法で不明確であった点の明確化や、下位法令で補われてきた解釈を法律レベルで明文化する変更が多く、必ずしも大幅な制度変更を伴うものではありません。新法の施行細則となる政令案はドラフトが終わったものがパブリックコメントにかけられている状況で、正式には公布されていないこともあり、実務運用の確立までには時間がかかる可能性があります。

今回は、日系企業の進出・事業運営に影響があると思われる改正点を取り上げ、解説を行います。

新投資法の主な改正点

(1) 新投資法の概要

投資法は、ベトナムにおける経営投資活動及びベトナムから外国への経営投資活動について規定しています（新投資法第1条）。

外国投資家がベトナムで事業を展開するに際しては投資法の規定に従い投資登録証明書（IRC）を取得する必要がある他、実施が認められる投資形態、投資条件が付された分野、投資が優遇される分野等についても規定しているため、日系企業のベトナム進出に際して最初に関わってくる重要な法律といえます。



(2) 条件付経営投資分野、投資優遇措置

投資法では、投資自体が禁止される「経営投資禁止分野」に加え、「条件付経営投資分野」が規定されています。「条件付経営投資分野」とは、当該事業分野における経営投資を実施することが、国防又は国家の治安、社会の秩序又は安全、社会道徳又は市民の健康を理由として要求される必須の条件を充足しなければならない事業分野のことをいい（新投資法第7条第1項）、227分野が新投資法の別紙IVに列挙されています。例えば、不動産事業が条件付経営投資分野であり、不動産事業法で最低資本金等の条件が規定されています。

【条件付経営投資分野から削除されたもの（22分野）】

フランチャイズ、物流、海運貨物運送代理、外国人の個人又は組織により実施される都市企画設計に関するコンサルティング、保健省の管理権限範囲に属する食品の販売等

【条件付経営投資分野に加えられたもの（8分野）】

生活用浄水の提供、データサーバーサービス、電子識別・認証サービス、輸入書籍の出版、建築等

新投資法では、投資優遇措置（法人税、土地使用料の減免等）を与えられる対象が追加されており（新投資法第15条第2項）、主なものは以下のとおりです。

- 技術移転に関する法令で定める移転奨励技術一覧表に属する技術移転をするプロジェクト
- 環境保護に関する法令で定める環境保護に関わる要求に奉仕する技術、設備、製品、及びサービスを製造し、供給する企業
- 創造的スタートアップ、イノベーションセンター及び研究開発センターの投資プロジェクト
- 中小企業支援に関する法令に定めるところにより、中小企業の製品販売チェーンへの経営投資、中小企業支援技術施設、及び中小企業育成施設への経営投資、創造的スタートアップの中小企業をサポートするコーワーキングスペースへの経営投資

(3) 外資規制

① 外資規制分野のリスト化

現状、外国投資家が事業を実施するに際しては、日越投資協定 (VJBIT)、WTO コミットメントや環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (CPTPP) 等を参照し、外資規制の有無を確認する必要があります。

新投資法によれば、政府が、(1) 市場にまだアクセスできない分野・業種、及び (2) 条件付市場アクセス分野・業種を含む外国投資家市場アクセス規制分野リストを公表するとされており (新投資法第 9 条第 2 項)、確認が簡易化されることが予測されます。

公表されている最新の政令案によれば、(1)には国外へのベトナム人送出し事業、世論調査サービス等 (政令案の附属書 III)、(2)には不動産事業、販売事業、教育事業等 (政令案の附属書 IV) が含まれています。

② 外資規制の対象

現行投資法では、外国投資家が 51%以上を保有する現地法人等が新規地法人設立 (日本の親会社から見ての孫会社設立)、持分買収又は事業協力契約 (BCC) のいずれの形態により投資活動を行う場合等に、外国投資家と同様に扱われ、投資の条件及び手続きを含む外資規制の適用対象とされていました (現行投資法第 23 条第 1 項)。

新投資法では、当該出資比率が 50%超に引き下げられたため (新投資法第 23 条第 1 項)、過半数を取得すれば外資規制が適用されることになります。

(4) M&A に関連する外資規制

M&A (Merger & Acquisition) とは、会社の合併や買収のことをいい、日系企業がベトナム進出の手段として、ローカル企業への出資、その持分又は株式の買収を検討することも多くなっています。M&A の基本的な流れは日本と同様ですが、外国投資家がローカル企業を買収する場合、M&A 承認証の取得申請を要する場合がありますため注意が必要です。

新投資法では、M&A 登録を要する場合について、下線箇所のとおり変更・追加されました (新投資法第 26 条第 2 項)。

- 外国投資家が、外国投資家に対して適用される条件付経営投資分野、業種で活動をする経済組織へ出資する場合
→既存外国投資家間での譲渡等、外国投資家の保有割合が増加しない場合は登録が不要
- 出資、株式、持分の購入により、経済組織の定款資本の 51%以上を保有することになる場合
→50%超に引き下げ
- 諸島部、国境地方、沿岸部地方、国防、治安維持に影響する区域の土地使用権証明書を有する企業への出資

(5) その他

① 投資プロジェクト実施状況に関する報告

現行投資法では、投資プロジェクトの実施状況について当局へ月次、四半期、一年ごとの報告が義務付けられていますが (現行投資法第 71 条第 2 項)、新投資法では月次報告が不要とされました (新投資法第 72 条第 2 項)。

② 当局により投資プロジェクトが終了させられる場合

新投資法では、投資登録機関が投資プロジェクトを終了させる場合が変更、補充されることになりました (新投資法第 48 条第 2 項)。それによれば、次の場合に、投資登録機関は投資プロジェクトを終了させる権限を有するとされています。

- 投資プロジェクトにおいて、土地に関する法令の規定に従った土地使用がされない、土地使用が遅れていることより土地を回収される場合
- 投資プロジェクト実施の担保が必要な場合に、投資家が法令の規定に従った担保の提供をしない、又は担保提供義務について保証を受けない場合
- 投資家が民事の規定に従い偽の民事取引に基づいて投資活動を行う場合
- 裁判所の判決又は仲裁判断に従う場合

上記の改正は、投資プロジェクトに対する当局の取り締まり権限を強化するもので、近年、資金ショートによる開発中断や、名義借りによる不動産購入等が社会問題になっていたため、このような問題への対抗措置といえます。

新企業法の主な改正点

(1) 新企業法の概要

企業法は、ベトナムにおける企業の設立、管理、再編、解散及び関係活動について規定しています。

ベトナムで法人を設立するに際しては、企業法の規定に従い企業登録証明書 (ERC) を取得する必要がある他、企業の設立手順や意思決定の方法等について規定しているため、日系企業の現地での事業運営に際してもっとも重要な法律のひとつといえます。

日系企業の子会社として選択される会社の形態は、① 1名の有限責任会社、② 2名以上の有限責任会社、③ 株式会社 (出資者が最低 3名必要) の 3 形態ですが、有限責任会社が圧倒的に多くなっています。

(2) 就業規則で記載されるべき事項

① 法的代表者の資格

現行企業法では、法的代表者（日本でいう代表取締役のイメージです。）の資格について特段の制限はありませんでしたが、新企業法では、少なくとも1名の法的代表者が社員総会の会長、社長又は総社長、或いは会社の会長（1名の有限責任会社の場合）の職名を持つことが義務付けられています（新企業法第54条同第3項、同第79条同第3項）。

② 監査役設置の任意化

現行企業法では、1名の有限責任会社は監査役、出資者が11名以上の2名以上の有限責任会社の場合は監査役（会）の設置が必須とされていましたが（現行企業法第78条第1項、同第55条）、新企業法では、いずれの場合においても監査役（会）の設置が不要となりました（新企業法第54条第1項及び第2項、同第79条第1項及び第2項）。ただし、国営企業及びその子会社に対しては、当該規定が適用されないため、監査役（会）設置が継続して義務付けられます。

改正後、国営企業及びその子会社に該当する企業を除き、監査役（会）を廃止する場合、定款の変更が実施されるべきです。

③ 2名以上の有限責任会社における社員総会議事録の作成

新企業法では、議長、議事録作成者が議事録への署名を拒否する場合についての対応が新たに規定され、議長、議事録作成者が署名を拒否したことを明記の上、社員総会に出席した他の社員全員により署名され、法定の必須な内容を含んだ議事録も有効となります（新企業法第60条第3項）。

(3) 株式会社に関するもの

① 株主総会について

定足数が現行企業法の51%から（現行企業法141条第1項）50%超に引き下げられました（新企業法第145条第1項）。

株主総会の権限について、新企業法では（1）取締役及び監査役会の予算、報酬、その他の利益等の総額の決定、（2）取締役会及び監査役会の内部規則及び活動規則等の承認、（3）独立監査会社一覧表の承認、独立監査会社の決定、独立監査人の解任等が付け加えられました（新企業法138条第2項）。

② 監査役会会長の資格

現行企業法では、監査役会会長の資格として監査役会の長は、専門職の会計士又は会計監査官であることが要求されていますが（現行企業法163条第2項）、新企業法ではこの要件が緩和され、経済、財政、会計、監査、法律、企業管理の専門又は企業の経営活動と関連する専門の中の一つに属する大学以上の学歴を有する者とされたため（新企業法第168条第2項）、適任者の選任が容易になることが予想されます。

③ 株主の義務の追加

新企業法では新たに、株主の義務として定款及び法令に従い、受領した情報の秘密を保持し、自身の権利の実施、保護のためにのみ当該情報を利用し、当該情報を第三者に対し共有してはいけないという義務が追加されました（新企業法第119条第5項）。

④ 株式会社管理者の責任の追加

新企業法では新たに、取締役、社長その他の管理者の責任として、企業法に違反した場合、共同又は単独で失われた利益を賠償し、受領した利益を返還し、会社及び第三者に対し損害の全てを賠償する責任が明記されました（新企業法第165条第2項）。

⑤ 少数株主の保護について

株式会社における少数派株主の権利保護強化の観点から、株主総会の招集権者や、会社役員への責任追及のための訴訟提起権者の資格要件が緩和されています（新企業法第115条及び第166条）。

(4) その他

① 国営企業の定義変更

現行企業法では、国営企業の定義が、「国が定款資本の100%を保有する企業」とされていたところ（現行企業法第4条第8項）、新企業法では、「国が定款資本又は議決権付株式総数の50%を超えて保有する企業」と変更されたため（新企業法第4条第11項）。これまで法令上非国営企業として扱われてきた企業が、法令上国営企業として認識されるケースがでてきます。国からの出資を受けている企業に対して投資する場合や、こういった企業と取引をする場合、国営企業としての規制が課される可能性もあるため注意が必要です。

② 会社印通知義務の廃止

現行企業法では、企業の名称、企業コードが記された会社印を当局に通知することが義務付けられていましたが（現行企業法第44条第2項）、新企業法では通知が不要となる他、デジタル署名の形による社印使用も可能になります（新企業法第43条）。

新規法人設立時のERCも電子申請が可能となるので（新企業法第26条第1項第c号）、ベトナム政府の電子化への意欲の表れといえそうです。

最後に

2021年1月1日からは、投資法、企業法に加え労働法も全面改正となります（新労働法については前号をご参照ください）。施行まで1ヶ月を切った本稿執筆時点においても施行細則となる政令が公布されていないため、実務運用の確立まで時間を要する可能性もあるため、動向を見守りつつ法改正に備えることが肝要といえるでしょう。



他プラクティスグループのニュースレターも配信しております。
配信を希望される方は下記メールアドレス宛にご連絡ください。
広報部宛 prcorestaff@aplaw.jp
※お名前、部署、役職をご明記ください。
また、下記の一覧よりご興味ある分野をお選びください。

【日本語】

- ジェネラル／様々な分野の旬な法律トピックス
- ベトナムビジネス
- インドビジネス
- ロシアビジネス
- 再生可能エネルギー
- 農林水産
- イノベーション／テクノロジー
- その他（ご興味のある分野をご教示ください。）

【英語】

- ジェネラル／様々な分野の旬な法律トピックス

執筆者

HANOI / HO CHI MINH CITY 



弁護士 三浦 康晴
(アソシエイト)
第二東京弁護士会
ベトナム登録外国弁護士

> [View Profile](#)

E-mail: yasuharu.miura@aplaw.jp
Mobile: +84-8-9857-7076

M&A や一般企業法務と共に、ベトナム・ロシアといった新興国進出案件に携わってきました。2017年2月よりベトナムのAPACに出向し、日系企業進出、国際取引、紛争解決等の分野で幅広く活躍しています。

TOKYO 



弁護士 鈴木 由里
(パートナー)
第二東京弁護士会

> [View Profile](#)

法制度調査、クロスボーダー M&A、国際金融取引、海外進出、コンプライアンス、国際通商等の渉外業務の実務経験を豊富に有するほか、近時では、IoT・ビッグデータ・人工知能等を利用した新規事業の法的サポートを行っています。



弁護士 二本松 裕子
(パートナー)
第二東京弁護士会

> [View Profile](#)

ベトナムプラクティスメンバーとして、主に、インフラ整備・プロジェクト関係・紛争解決等を担当しています。



弁護士 戸松 夏子
(アソシエイト)
東京弁護士会

> [View Profile](#)

2013年8月よりAPACのホーチミンオフィスに出向していました。ベトナムでは、クロスボーダー法務、M&A、一般企業法務、倒産処理、労働事件等の分野で幅広く活躍し、その経験を活かして、現在は東京から日系企業のベトナム進出支援をサポートしています。



ベトナム社会主義共和国弁護士
ダン・ミン・チャウ
(アソシエイト)

> [View Profile](#)

日系企業のベトナム進出、および進出後における様々な法的課題解決に際しての経験を豊富に有しています。現在は、日本語も活かしながら、東京において日系企業の海外での事業支援に携わっています。

*但し、外国法事務弁護士の登録はない。

[お問合せ先] E-mail: aandsvietnam@aplaw.jp

バックナンバー

- No.025 「ベトナム新労働法の概要 — 2020年1月1日日の施行までに押さえておくべき実務対応」(2020年10月6日)
- No.024 「ベトナムにおけるフィンテック関連の法制度概要 — 決済仲介サービス、仮想通貨など」(2020年8月27日)
- No.023 「ベトナムにおける国有株式売却の現状及び法規制の概要 — 2020年中の株式売却計画を踏まえて」(2020年6月30日)
- No.022 「ベトナムにおける新型コロナウイルス対策について法務上の留意点 — 不可抗力条項適用、テレワーク、休業時の賃金支払い等について」(2020年4月2日)
- No.021 「ベトナムにおける小売・卸売事業に係る外資規制」(2020年2月28日)
- No.020 「ベトナムにおける不動産制度の概要 — 土地法改正の動向も踏まえて」(2019年12月25日)
- No.019 「ベトナム進出時、進出後におけるライセンス取得のポイント — ホテル事業を題材として解説」(2019年10月17日)
- No.018 「ベトナム法人による外国ローン借入及び担保設定について」(2019年8月2日)
- No.017 「ベトナムにおける労働者の解雇について — 労働法改正の動向も踏まえて」(2019年6月13日)
- No.016 「日本・ベトナム間における人材関連事業について — 技能実習、特定技能による日本での雇用、ベトナムでの人材関連事業関連規制の概要」(2019年4月22日)
- No.015 「ベトナムにおける再生可能エネルギー関連法規制の概要 — 太陽光発電FITの運用、発電プロジェクト出資時の留意点も踏まえて」(2019年2月28日)
- No.014 「ベトナム最新法令情報(2018年下半年) — サイバーセキュリティ、技術移転、外国人の社会保険加入、労働法関連規制の制定・変更について」(2018年12月20日)
- No.013 「ベトナムにおける企業不正発生リスクに対する事前・事後対応」(2018年10月18日)
- No.012 「ベトナムにおけるM&A、合併事業実施時のポイントとリスク管理」(2018年8月1日)
- No.011 「ベトナムにおける国営企業株式化の現状と法規制」(2018年6月14日)
- No.010 「ベトナムにおける労働契約締結時の留意点」(2018年4月20日)
- No.009 「ベトナムにおける紛争解決について — トラブル発生時の初期対応から裁判・仲裁まで」(2018年2月14日)
- No.008 「商品表示に関する新規制」(2017年12月15日)
- No.007 「ベトナムへの投資をめぐる登録申請実務」(2017年10月18日)
- No.006 「ベトナムにおけるサイバー情報保護法について」(2017年8月4日)
- No.005 「ベトナムにおける商事調停に関する新政令について」(2017年6月8日)
- No.004 「ベトナムにおける情報アクセスに関する新法」(2017年4月4日)
- No.003 「ベトナムにおける職業訓練機関の設立、分割、分離及び合併の要件に関する新たな規定」(2017年2月8日)
- No.002 「ベトナム改正民法の主な変更点」(2017年1月10日)
- No.001 「ベトナムにおける代理制度と企業が取引を行う際の留意点」(2016年11月10日)

[> View
About | Vietnam Practice](#)

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したのではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、瀧美坂井法律事務所・外国法共同事業（「瀧美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も瀧美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も瀧美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに瀧美坂井の弁護士にご相談ください。